

# 令和7年度 クリクルセンター 維持管理状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づき、以下のとおり公表します。

## 1. 焼却処分した可燃性一般廃棄物の処理量について

単位:t

ごみ焼却量	令和7年										令和8年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
A炉	953.72	279.85	1,477.64	915.14	1,198.70	284.83	1,450.93	572.20	918.94	856.24	1,479.58	1,384.29	11,772.06	
B炉	795.49	1,556.71	603.99	924.07	857.36	1,474.05	500.41	1,279.75	705.28	1,088.08	0.00	356.77	10,141.96	
月計	1,749.21	1,836.56	2,081.63	1,839.21	2,056.06	1,758.88	1,951.34	1,851.95	1,624.22	1,944.32	1,479.58	1,741.06	21,914.02	

## 2. 燃焼室中の燃焼ガスの温度について

単位:°C

燃焼室炉入り口	令和7年										令和8年			平均
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
A炉	884	882	874	871	878	875	879	882	891	887	881	879	880	
B炉	887	887	875	886	881	876	881	894	884	883	0	884	810	
平均値	886	885	875	879	880	876	880	888	888	885	441	882	845	

※基準値:800°C以上

単位:°C

ろ過式集塵機入り口	令和7年										令和8年			平均
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
A炉	191	191	191	191	191	191	191	191	191	191	191	191	191	
B炉	191	191	191	191	191	191	191	191	191	191	0	191	175	
平均値	191	191	191	191	191	191	191	191	191	191	96	191	183	

※基準値:おおむね200°C以下

## 3. 排ガス中の一酸化炭素濃度について

単位:ppm

煙突入り口	令和7年										令和8年			平均
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
A炉	5	7	7	7	7	6	4	4	4	5	5	5	6	
B炉	5	5	7	8	6	6	4	4	5	5	0	5	5	
平均値	5	6	7	8	7	6	4	4	5	5	3	5	5	

※基準値:100ppm以下

## 4. 冷却設備及び排ガス処理施設に堆積したばいじんの除去について

	主な除去方法及びその時機(A炉、B炉ともに同一方法)
冷却設備	沈殿灰を下部ホツパより払い出し、焼却炉内に戻し(運転中常時)
排ガス処理設備	ろ過式集じん器で逆洗パルスエアにより払い落とし、下部ホツパから払い出し(運転中常時・自動)

## 5. 煙突入口における排ガス中のばい煙濃度及びダイオキシン類濃度について

※一般項目:硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素化合物

※一般項目は年2回、ダイオキシン関係は年1回の測定となります。各項目は測定結果が判明次第お知らせいたします。

※ダイオキシン関係:ダイオキシン類、一酸化炭素

排ガスを採取した年月日	(一般項目)	A炉	B炉	基準値	備考
		令和7年8月20日	令和7年5月14日		
測定結果の得られた年月日	(ダイオキシン関係)	令和7年11月26日	令和7年10月29日	K値規制 17.5	自主規制値 (空欄は、自主規制なし)
	(一般項目)	令和7年8月22日	令和7年5月16日		
	(ダイオキシン関係)	令和7年12月26日	令和7年11月28日		
硫黄酸化物排出量	(mN/h)	0.026	0.022未満		100 ppm
ばいじん濃度	(g/m <sup>3</sup> N)	0.019	0.03	0.08以下	0.05以下
塩化水素濃度	(mg/m <sup>3</sup> N)	77	84	700以下	-
窒素酸化物濃度	(ppm)	2.4	2.0	250以下	-
ダイオキシン類濃度	(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	0.0036	0.0069	1以下	0.1以下
一酸化炭素濃度	(ppm)	3	5	100以下	-